【店舗で新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応 及び事業継続に関するガイドライン】 抜粋

▲ ①スタッフが体調不良 まずは出勤を停止、自宅待機

自宅待機期間中(3日を想定)に、 「新型コロナウイルス感染症についての

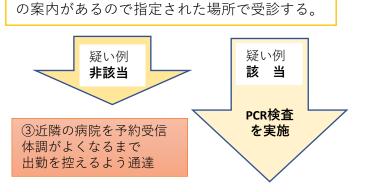
相談・受診の目安(厚生労働省)」を参考に

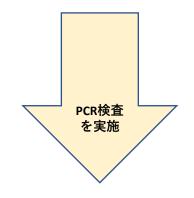
帰国者・接触者相談センターに 相談するよう伝える。

感染の疑いがあると判断された場合、PCR検査

▲②スタッフが濃厚接触者 保険所から濃厚接触者のスタッフに連絡がある。濃厚接触者は 健康観察及びPCR検査を調整

陽性者との最終接触の翌日から14日間は出勤 を停止し、保険所からの指示に従い経過観察。 不要不急の外出を控え自宅待機。





▲ ④ PCR検査を受けることになったら(店舗の対応)

《体調不良者の確認》

他のスタッフに体調不良の人がいれば、

- ・自宅待機を通達。発熱・呼吸器症状の 記録を付ける。⇒該当者は①へ
- ・保険所による聞き取りで濃厚接触者と 判断された場合、14日間の経過観察と PCR検査を実施。該当者は②へ

《店舗の消毒》

検査対象者が触れた場所を特定し、消毒 を行う。消毒方法は『新型コロナウイル スの消毒・除菌方法について』厚労省H P参照、または保健所の指導を受ける。

※保健所職員による、感染の疑いがあるスタッフの隔離、店舗消毒の確認後、店舗再開が可能。 ※店舗の商品等の廃棄等の対策は必要がない。

PCR検査結果判明《概ね検査後1~2日》

陽性

保険所から検査を受けたスタッフに**陽性**の 連絡があり、**感染症法に基づく入院**となる。

スタッフから陽性の連絡を受けた場合、新 たな濃厚接触者の特定が必要 ⇒ ②へ

⑥感染拡大の要素をクリア(退 院・経過観察終了)後仕事に復帰。 陰性

⑤保険所から検査を受けたスタッフに**陰性** の連絡があります。

《体調不良を訴えていたスタッフの場合》 体調が戻るまでは**出勤を控える⇒③へ 《濃厚接触者の場合**》

今後発症する可能性もあるため、**経過観察** 期間終了までは出勤を控え、不要不急の外 出を控えるよう指示。